

事務連絡  
令和8年2月13日

指定障害福祉サービス事業所  
指定障害者支援施設  
指定一般相談支援事業所  
指定特定相談支援事業所 の長様  
指定障害児通所支援事業所  
指定障害児相談支援事業所  
(松本市に所在地のある事業所等に限る)

松本市健康福祉部障がい福祉課長  
松本市こども若者部こども福祉課長

令和7年度「指定障害福祉サービス事業者等集団指導」資料の確認の徹底について（通知）

日頃から、本市の障がい福祉施策の推進に御理解と御協力を賜り感謝申しあげます。  
さて、標記集団指導等につきまして、令和8年1月16日（金）に実施しましたが、様々な事由により欠席の事業者等が一定数ありました。

令和7年4月から12月の間に実施した運営指導や、加算算定の届出時において、集団指導時の資料（当日配布及び市ホームページ掲載資料（内容は同一のもの））を確認しなかつたことに起因する、実施義務事項の未実施や提出書類の誤り等が散見されました。

不適切な事業運営は、重大な事故や高額の返戻事案につながるおそれがあります。  
つきましては、標記集団指導を欠席した事業者等におかれましては、市ホームページに資料を掲載しますので、資料の確認及び確認の報告をお願いします。

## 記

### 1 資料掲載日

令和8年2月13日（金）

### 2 資料掲載URL

<https://www.city.matsumoto.nagano.jp/soshiki/61/50246.html>

### 3 資料確認の報告方法等について

#### (1) 報告方法

事業指定所管課へ電子メールで、下記の項目を報告（報告方法は任意。電子メールの本文上に、直接入力でも構いません。）

#### (2) 報告項目

ア 事業者等の名称

イ 当該資料を確認した職名（管理者・サービス管理者・児童発達支援管理責任者等）

ウ 当該資料の確認日

#### (3) 報告先

ア 障害者総合支援法に基づく事業者等 障がい福祉課

イ 児童福祉法に基づく事業者等 こども福祉課

メールアドレスは下記の【お問い合わせ】のとおり。

(4) 報告事業者等の単位

別添「集団指導等タイムテーブル」に記載されている、サービス種別（カテゴリー）毎に報告してください。

(例) 同一法人が、居宅介護（訪問系サービス）と生活介護（日中活動系サービス）を運営しており、当日、訪問系サービス集団指導を欠席した場合は、居宅介護について、上記報告項目を報告。

訪問系サービス集団指導及び日中活動系サービス集団指導の両方を欠席した場合は、居宅介護、生活介護のそれぞれについて、上記報告項目を報告。

4 報告期日

令和8年2月27日（金）

【お問い合わせ】

【障害者総合支援法関係】	【児童福祉法関係】
健康福祉部 障がい福祉課 紙付担当 松本市丸の内3番7号 電話 34-3036(直) FAX 36-9119 メール s-fukusi@city.matsumoto.lg.jp	こども若者部 こども福祉課 相談支援担当 松本市丸の内3番7号 電話 33-4767(直) FAX 36-9119 メール kodomo-f@city.matsumoto.lg.jp